

◎行政書士法の一部を改正する法律

(平成二六年六月二七日法律第八九号) (衆)

一、提案理由(平成二六年六月二三日・衆議院本会議)

○高木陽介君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への的確な対応を図るため、日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申し立て、再審査請求等行政庁に対する不服申し立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができることとするほか、特定行政書士の付記に関する規定その他所要の規定を整備しようとするものであります。

本案は、昨十二日、総務委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(平成二六年六月二〇日)

○山本香苗君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、行政書士法の一部を改正する法律案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、所定の研修の課程を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁に対する不服申し立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができることとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長高木陽介君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。